「海上運送法第４条第６号の審査基準（サービス基準）に関する公示の一部改正案」について

国土交通省 中国運輸局 海事振興部 旅客課

１．指定区間について

海上運送法（以下「法」という。）では、船舶以外には交通機関がない区間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である区間であって、当該区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送が確保されるべき区間について、関係都道府県知事の意見を聴いて国土交通大臣が「指定区間」として指定をしています。

２．法第４条第６号の審査基準について

指定区間を含む航路に係る一般旅客定期航路事業の許可基準では、法第４条第１号から第５号までの許可基準に加え、当該指定区間に係る船舶運航計画の内容（運航日程等）が、離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送を確保するために適切なものであることが必要とされています。

３．審査基準（サービス基準）改正案について

（１）指定区間番号　第１１０号　「大津島」（山口県）

① 改正する内容

その他（別紙）

② 改正する理由

将来にわたり航路を維持するためには、利用実態に応じた効率的な運航体制への見直しが必要である。現在、老朽化の進むフェリー新大津島の代替建造を行っており、これに伴い、車両積載能力が減少することから、実際の輸送需要を踏まえ、必要な輸送サービスを確保しつつ、将来にわたる航路の安定的な維持を図るため、サービス基準を見直すもの。

４．施行日（予定）

令和　９　年　１月　１日　（予定）

別紙

指定区間サービス基準改正案

【現　行】　　【下線の部分は改正部分】

番号	指定区間		サービス基準		
	名　称	区　間	運航日程	運航回数	各運航ごとの最低輸送能力
110	大津島	大津島漁港本浦地区と徳山下松港第一区徳山地区との間	毎日（年末年始を除く）	１日１往復	旅客58名 車両6台 ※ただし、車両の基準については自動車航送の運航時に適用
			年末年始	１日０往復	
		徳山下松港第三区瀬戸浜地区と徳山下松港第一区徳山地区との間	毎日（年末年始を除く）	１日３往復	
			年末年始	１日２往復	
		大津島漁港刈尾地区と徳山下松港第一区徳山地区との間	毎日（年末年始を除く）	１日７往復 （うち自動車航送３往復）	
			年末年始	１日３往復 （うち自動車航送１往復）	
		大津島漁港馬島地区と徳山下松港第一区徳山地区との間	毎日（年末年始を除く）	１日７往復 （うち自動車航送３往復）	
			年末年始	１日３往復 （うち自動車航送１往復）	

【改正案】　　【下線の部分は改正部分】

番号	指定区間		サービス基準		
	名　称	区　間	運航日程	運航回数	各運航ごとの最低輸送能力
110	大津島	大津島漁港本浦地区と徳山下松港第一区徳山地区との間	毎日（年末年始を除く）	１日１往復	旅客58名 車両5台 ※ただし、車両の基準については自動車航送の運航時に適用
			年末年始	１日０往復	
		徳山下松港第三区瀬戸浜地区と徳山下松港第一区徳山地区との間	毎日（年末年始を除く）	１日３往復	
			年末年始	１日２往復	
		大津島漁港刈尾地区と徳山下松港第一区徳山地区との間	毎日（年末年始を除く）	１日７往復 （うち自動車航送３往復）	
			年末年始	１日３往復 （うち自動車航送１往復）	
		大津島漁港馬島地区と徳山下松港第一区徳山地区との間	毎日（年末年始を除く）	１日７往復 （うち自動車航送３往復）	
			年末年始	１日３往復 （うち自動車航送１往復）	